

### 所得税・消費税の確定申告等について ○申告および納期限などについて

平成23年分の所得税の申告および納税は、2月16日(木)から3月15日(木)まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告および納税は、4月2日(月)までです。

給与所得者や年金受給者の還付申告は、2月15日(水)以前でも申告書を提出することができます。

### ○自書申告について

税務署では、**ご自分で申告書などを作成して提出していただく「自書申告」**を推進しています。

このため、申告会場（すばるホール会場）では、申告書の作成に当たりお分かりにならない点について、職員が助言させていただいております。なお、申告書の作成に当たっては、パソコンで行っております。

お分かりにならない点がある場合には、関係書類や前年分の申告書の控えなどをご持参の上、ご来場いただきますようお願いいたします。

### ○申告書の提出について

申告期限間際になりますと申告書の提出窓口は、たいへん混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので確定申告書は、自分で書いて早めに提出をお願いします。

提出の前には、記載事項や添付書類に漏れがないか、もう一度よくご確認ください。

作成した申告書は、郵便または信書便により提出することができます。

なお、郵便または信書便により提出した場合、確定申告書の控えが必要な方は、複写により作成した申告書控え（複写式でないものについては、ボールペン等で記載）のほか返信用封筒（あて名をご記入の上、所要額の切手を貼付）を同封の上、送付願います。

税務署の閉庁日は、税務署庁舎に設けている時間外収受箱に投函することで提出できます。

申告書の記載内容などについての審査は提出後に行うこととしております。記載誤りなどがあり訂正して

いただく場合は、後日、税務署より連絡させていただきます。

### ○申告書の提出について

前年に税務署の申告会場でパソコンにより申告をされた方や自宅などで国税庁のウェブサイト「確定申告書作成コーナー」を利用して書面で提出した方には、申告書の送付に代えてお知らせはがきを送付いたします。

### ○e-Taxについて

所得税・消費税の確定申告書の提出や納税が自宅のパソコンからできます。

「e-Tax」は、申告などの手続のために税務署へ足を運んでいただく手間が省けるほか、所得税の確定申告期間中は24時間いつでも利用可能となります。

なお、国税庁ウェブサイトには「確定申告書等作成コーナー」を掲載しており、画面の案内に従って入力すれば所得金額や税額が自動的に計算され、計算誤りのない申告書が作成できるほか、作成した申告データを直接「e-Tax」により送信することができます。

詳しくは、e-Tax ウェブサイト <http://www.e-tax.nta.go.jp>、または国税庁ウェブサイト <http://www.nta.go.jp> をご覧ください。

※電子証明書の有効期限は3年（住民基本台帳カードの券面にはカードの有効期限の10年記載）となっており有効期限を過ぎた場合や転居した場合には新たに取得する必要があります。

### ○申告時期は「にせ税理士」に十分ご注意ください。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。資格を有し日本税理士会連合会に備える税理士名簿への登録を受けた税理士は、日本税理士会連合会が発行する税理士証票を持っています。

### 年金所得者の申告手続の簡素化について

平成23年分の確定申告から、公的年金等に係る雑所得を有する方で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされました。

- ※1 この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
- ※2 所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、市・府民税の申告が必要となる場合があります。また、申告書を提出することによって、扶養控除や社会保険料控除、生命保険料控除などの所得控除を受けることができます。

問合せ：税務課 市民税担当

☎958-1111（内線1520・1530）

### 還付申告はお近くのサポートセンターへ

富田林税務署では、年金受給者や給与所得者で医療費控除、住宅ローン控除、中途退職者などで還付申告される方のための申告会場（サポートセンター）を開設します。（羽曳野市内での開設はございません。）

サポートセンターの開設時間は、10時から正午、13時から16時です。「確定申告の手引き」に基づいて申告書作成のアドバイスを行います。

会場名	開設時間	開設日
河内長野市役所 8階 802号室 (河内長野市原町1-1-1)	10:00 ～ 12:00	2月7日(火)～2月10日(金)まで
藤井寺市民総合会館別館中ホール (藤井寺市北岡1-2-8)	13:00 ～ 16:00	1月31日(火)～2月3日(金)まで

※上記会場は、近畿税理士会富田林支部のご協力をいただいで開催します。

(注) サポートセンターでは、譲渡所得・贈与税の相談は受け付けておりませんので、確定申告期間中に富田林市すばるホールまでお越しください。

## 市税催告コールセンターを市役所内に開設しています。

市税（市・府民税、固定資産税、軽自動車税）の納期限から一定期間を過ぎても市において納付確認ができない方に対して、電話で納付の呼びかけを行っています。センターの運営は民間業者に委託しており、専門のオペレーターが市税の未納をお知らせするとともに、納付のご案内を行っています。

○開設期間 3月30日(金)まで ※平成23年12月30日(金)～平成24年1月4日(水)までの市役所閉庁期間中は業務を行いません。

○業務時間 平日(月～金)・第2日曜日 9:00～17:30  
第2・3木曜日 9:00～19:30  
※土曜日、上記第2以外の日曜日・祝日は業務を行いません。

### 振り込み詐欺など不審電話にご注意！！

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のためにATM（現金自動預け払い機）の操作を求めることは一切ありません。  
<不審と思われる電話にご注意ください。>

問合せ 税務課納税相談担当 ☎ 947-3619 (直通)

## 住民税の制度改正について

平成23年分の所得税より、扶養控除の見直しを実施され、平成24年度以後の住民税においても同様に、次のとおり扶養控除が廃止および縮小されます。  
※給与所得者にかかる所得税の源泉徴収については平成23年1月1日以後、すでに適用されています。

- 年少扶養親族（16歳未満）に係る扶養控除（33万円）が廃止されます。
- 特定扶養親族（16歳以上23歳未満）のうち、16歳以上19歳未満の者について、扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除額が33万円となります。
- 扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合に、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算する措置について、特別障害者の額に23万円を加算する措置に改められます。

## ～税務課固定資産税家屋担当からのお知らせ～

### ★住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額について

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、一定の要件を満たす耐震改修必ず耐震基準適合改修工事証明書が必要)を行った場合、完了日(平成24年12月31日まで)の翌年度より2年度分の固定資産税が減額されます。(平成25年1月1日から27年12月31日の場合は1年度分)

上記の減額を申告される場合は、**改修工事が完了した日から3カ月以内に、減額申告書および必要書類を添付の上、税務課固定資産税家屋担当まで提出してください。**

※その他、減額要件および必要書類については、お問い合わせください。

### ★認定長期優良住宅に伴う固定資産税の減額について

耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすとして認定を受けた新築専用住宅・併用住宅については、申告により新築による固定資産税の軽減適用年度が延長されます。

上記の減額を申告される場合は、**新築日の翌年1月31日(新築日が1月1日の場合はその年の1月31日)までに、減額申告書および必要書類を添付の上、税務課固定資産税家屋担当まで提出してください。**

※その他、減額要件および必要書類については、お問い合わせください。

### ★償却資産（固定資産税）

#### の申告はお早めに

事業や営業のために所有する機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。平成24年1月1日現在、本市内にこれらの償却資産を所有している法人および個人の方は、**1月31日(水)までに**申告書の提出をお願いします。なお、資産がない、休・廃業をされている場合でも、その旨の申告が必要です。また、申告書が届かない時や初めて申告される場合は、申告書類を送付致しますのでご連絡ください。

問合せ ☎ 947-3612 (直通)

## 富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です。

開設期間 2月1日(水)～3月15日(木) (土・日・祝を除く。2/19・2/26は開設)  
開設時間 9:00～17:00

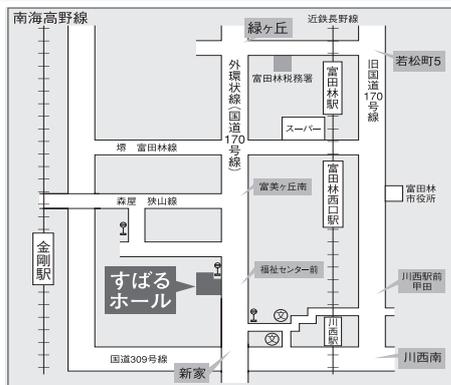
所在地 富田林市桜ヶ丘町2番8号

問合せ 富田林税務署 TEL0721-24-3281 (代表)

※上記番号におかけいただくと自動音声によりご案内しております。アナウンスに従い操作してください。

なお、「すばるホール」会場では、電話による問い合わせはお受けしていません。

交通 近鉄長野線川西駅から徒歩8分 南海小金台2丁目バス停から徒歩8分  
近鉄富田林駅からレインバース「すばるホール」で下車



- ・開設期間中は、富田林税務署庁舎内には確定申告会場を設けておりません。作成済みの申告書等の受付、納税、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行います。
- ・なお、上記開設期間以外(土・日・祝日等を除く)は、富田林税務署で相談を行います。
- ・「すばるホール」会場では、納税および納税証明書の発行は行っていません。

- ・すばるホールの駐車場に限りがありますので、電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。
- ・会場の受付は、混雑状況により早めに締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場にお越しの際は、前年分の申告書の控えなどをご持参ください。
- ・確定申告書の記載内容などについての審査は、提出後に行うこととしております。計算誤りや添付されていない書類がある場合には、後日連絡いたします。